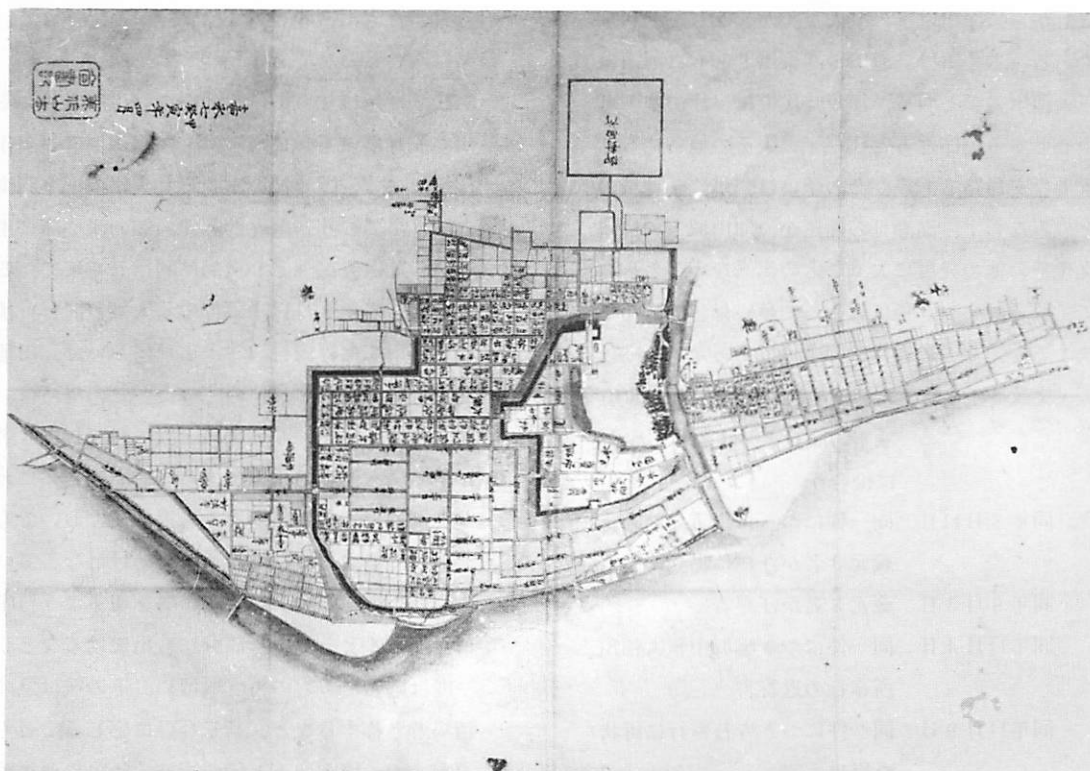


大 博物館だより

1992. 9

No. 8

津山郷土博物館



津山城下町絵図 紙本彩色 嘉永7年(1854) たて36.5cm×よこ53.5cm

この絵図は、江戸時代末期の津山城下町を描いた図で、家臣の屋敷・寺院・藩の施設等の名が記され、町人町については町名のみで、個々の町人名の記述はない。

博物館には、このほかに正徳年間(1711~1715)と享保7年(1722)の絵図があり記載事項は同様である。ともに松平氏が10万石を領して間もない時期であり、元禄10年(1697)に森家除封後から城下の落着きを取り戻し、10万石の城下町として体裁が整いつつあった。

しかし、享保11年から文化14年(1817)までの90年余は5万石となったため、多くの下級家臣が藩を暇となり、武家屋敷地が空地となる。

文政元年(1818)に藩が10万石に復帰したため家臣も再び増加し、それぞれの扶持高に相応して屋敷地を割り当てられる。

嘉永絵図では、南新座・北・上ノ町の武家地の未記名の屋敷地がある(今後の調査を必要とする)が、元禄以後の津山城下町が、ごく一部の地域を除き概ね移り変わりのないことを示している。

押淵村井堰差留めによる船路論争について

この争いは、岡山県上斎原村を水源とし、津山城下町を経て岡山市西大寺において瀬戸内海に注ぐ吉井川の流域一地区に起こった。押淵村（津山市）等3ヵ村の農民が田地用水として吉井川を堰止め、このために川を行き交う高瀬舟の通船が出来なくなったことから、津山城下の町人たちが起こした水利争いである。吉井川は、旭川・高梁川とともに岡山県の三大河川のひとつで、江戸時代には、津山城下町を中心とする美作地方と江戸・大阪その他各地を結ぶ重要な交通路である。この争いは、単に一地域の事のみならず、高瀬舟の通運が、津山城下の経済・文化その他の発展に欠くことの出来ないことを教えてくれる。文政6年に起こった争いは、同10年に解決するが、その経過は次のようであった。

- 文政6年6月 吉井川船路堰留につき、津山城下の蔵元より押淵村庄屋宛に掛合う
- 同年8月11日 同一件につき、出訴のため、蔵元3名が江戸に出立
- 同年9月3日 蔵元3名が江戸着
- 同年11月4日 同一件につき脇坂中務太輔預所奉行の返答書
- 同年11月9日 同一件につき寺社奉行に訴状を提出
- 同7年9月朔日 同一件につき大年寄蔵合孫右衛門が訴訟解決の係となる
- 同年11月2日 寺社方役人が地所検分のため津山に到着
- 同年11月 訴訟の内済案ができるが破談する
- 文政10年 地所改め役人が再度検分
- 同年10月2日 訴訟の決済が寺社奉行より申渡される

事件発生当初は、城下町人の代表が「城下船方之者難渋之趣申立」とし相手方村庄屋と交渉するが、話し合いのめどが立たず、幕府に出訴することとなった。こうしたなかで、龍野藩預所奉行から津山藩

江戸留守居役に、

川を堰留めたことで津山船方から通船に差障り難渋の申出があり、近々幕府に出訴するとのことではあるが、地元押淵村では当年は近年にない旱魃で不作となっている。以後長期に川を堰留めることではなく、地元役人ともよく協議したい。出訴には経費もかかることだし、見合わせてほしい。との書状が来ている。しかし、11月9日、津山城下町人の訴状が、津山藩江戸留守居役栗原玉城から幕府寺社奉行太田撰津守（資治）宛に提出されている。概略は次のとおりである。

（松平）越後守城下作州津山を、中川と称する大川が流れている。この川は、因幡・伯耆・美作の国境になる三国ヶ仙を水源とし、備前国金岡湊へと流れ出ており、前々から津山領の米や藩御用の荷物の運送、諸国との交易に利用して来ている。しかし、当年6月以来脇坂中務太輔（龍野）預所の久米南条郡押淵村（津山市）において、田地用水と称して川筋を堰留めていた。この場所は、鍵堰と称し、近頃押淵・塚角・大戸村の村民3名が田地一反三畝余の用水とするため川幅全体にわたり堰留めたもので、前々から渴水期においても川を堰留めることもなく、通船の妨げとなっている。このため、津山城下から度々堰を切るよう村庄屋に交渉するとともに、龍野にも出掛けるなどし、一度は応じたものの再度堰留め、その後は急の普請場所と称するなど、話し合いに応じることもなくなった。津山城下と備前を結ぶ船路の運送手段は他になく、江戸・京・大坂をはじめ諸国との交易に利用して来っており、津山藩主や家臣の荷物その他物資の運送に差支えている。町方諸職人船稼人等の生活も成りがたく、強いては津山領全体の衰微となる。

このような訴えを受けた幕府では、訴訟場所の検分のために役人を派遣し、双方の言い分を聞いている。訴訟は翌年5月末から8月中旬にかけて内済がすすみ、解決するかにおもえたが11月に破談し、結局は4年3ヵ月を費やして、文政10年10月に幕府評定所からの裁決が言い渡されている。それによると、

訴訟方 宇鍵瀬は船の通路として前々から15間余の川幅を設けている

相手方 当所を堰留めなくては水不足となり、長年不作が続いており、これまでも度々堰普請を行っている

という双方の主張に対し、

船通路として川幅15間余をあけているという根拠はない。

堰普請の場所とは認めがたく、旱魃期でも川幅すべてを堰留めてはならない。

とした上で、

川幅の東側5間を通船用とし、その余を普請することとすれば、旱魃期でもその通船には差障ることなく、また、田地用水も引き取ることが出来るとしたものであった。

こうしてこの一件は解決するが、残務として井堰普請が文政12年まで続いている。また、当訴訟のための必要経費は、城下在住の町人たちが小間割り（居住地の間口に比例して）によって支払っている。

江戸時代中期以後の170余に、津山領と幕府領または私領との数年に及ぶ争いはこの一件のみではなく、

享保4年（1719）勝南郡和気山の柴草刈につき、津山領と幕府領の争いで、同7年に解決。

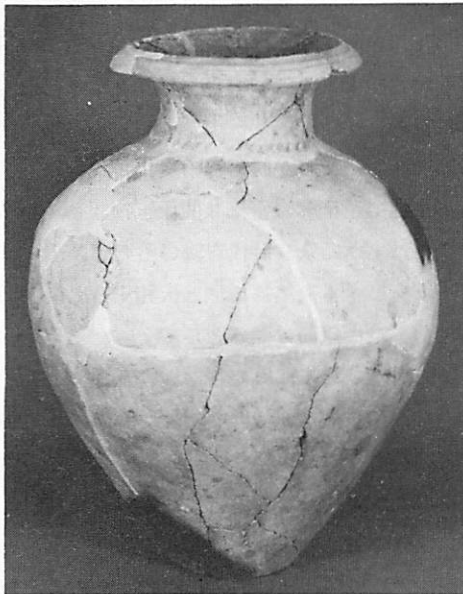
寛政7年（1795）西々条郡下原村・古川村等の境界争いで、同11年に解決。

文政2年（1819）大庭郡西原村と真島郡垂水村の境界争いで、同10年に解決。

など10余件があり、こうした訴訟のうちには、一度おきた場所で再度おきることもある。例えば、文化2年の幕領上斎原村（苫田郡）の鉄砂稼ぎによる濁水訴訟は翌年には解決するが、延享・寛政年間に、さらには文政6年にもおきている。

これらの訴訟をみると、事件発生後一藩のみで裁決出来ないために、訴訟方から幕府寺社奉行所に出訴→幕府役人の訴訟場所検分→評定所での決済で解決することが通例であった。評定所は幕府の寺社・町・勘定の三奉行が合議体で裁判・評議する場所で、老中・大目付も傍聴列席するものである。

（神尾 齊）



弥生土器壺 津山市一貫東遺跡出土 津山市教育委員会蔵

次回展覧会のお知らせ

第7回企画展

弥生時代の村

いっかんひがし
＝ 津山市一貫東遺跡の調査から ＝

会期 平成5年3月6日(土)～4月18日(日)

1985・86年に津山市教育委員会が発掘調査を実施した一貫東遺跡では、弥生時代後期（今から1800年程前）の集落のほぼ全体が確認された。

丘陵上に堅穴住居や高床倉庫が散在し、貯蔵穴群が2箇所ある。斜面には用途不明の段状遺構が列なり、北東裾部には木棺墓・甕棺墓が集中する。この展覧会では、これらの遺構から出土した弥生土器を中心に展示し、あわせて弥生時代の村の構造について考えてみたい。

新刊出版物のご案内

- 『津山松平藩町奉行日記(一)』…… 1,000円
- 『広瀬臺山』…… 1,000円
- 『美作の白鳳寺院』…… 1,000円

美作の白鳳寺院

10月3日(土)～11月8日(日)

美作の白鳳寺院関連遺跡は13箇所が数えられる。このうち、発掘調査で寺院跡と確定されたものが、大海庵寺、檜原庵寺、久米庵寺の3箇所、礎石や遺物等の状況からして寺院跡と推定されるものが江見庵寺、土居庵寺、長大寺跡、勝間田遺跡、平遺跡、勅使遺跡、五反庵寺の6箇所、寺院跡かどうか不明なものが竹田庵寺と飯岡遺跡の2箇所、寺院跡とは思えないものが池の内遺跡と大成遺跡の2箇所である。

美作国が備前国から分国されたのは、和銅6年(713)年のことである。東から英多、勝田、苦田、久米、大庭、真島の6郡で構成される。従って、ここで問題にする白鳳寺院のほとんどは備前国時代のこととなる。美作の白鳳寺院には、西部の大庭郡の五反庵寺に全国唯一の高句麗系の特異な瓦が存在すること、久米郡以東の4郡に畿内的な川原寺系の瓦が分布すること、東端部の英多郡に5ないし6箇所の寺院が集中することなど、いくつかの顕著な特徴をもっている。ここでは英多郡の特殊性について考えてみよう。

古墳時代前・後期を通じて、有力古墳の集中するのは勝田・苦田・久米の3郡で、英多郡は前者に比べて古墳の希薄な地域である。にもかかわらず、勝田・苦田・久米の各郡が1箇所ずつしか白鳳寺院をもたないのに、英多郡に多数の寺院が集中するのはなぜだろうか。

吉田品は英多郡の郡名のアイタは県(アガタ)の転訛で、この地域が大化前代に大和王権の家政に直結する県であったとする。そして、大和王権にとって、英多郡地域が王権に対立的な吉備勢力を北方から制圧し、かつ出雲街道の吉備側の拠点としての意味をもっていたとする。吉田は英多郡に多くの寺院が存在する理由を、英多郡地域と大和政権との政治



軒丸瓦 作東町土居庵寺出土 沖田正秀氏蔵

的結合関係にみるのである(『岡山県史』第3巻古代II)。英多の地名から県(アガタ)の存在を導きだすのはやや根拠不足と思われるが、英多郡地域と大和政権の特別な結合関係を想定することは卓見と思う。両者の結合媒介として鉄の存在が重要であろう。

平城宮・京跡出土木簡に「英多里鉞」、「美作国英多郡大野里鉄一連」の2点がある他、『日本霊異記』に次のような説話が載っている。孝謙(称徳)天皇の代、美作国英多郡の官有の鉄山で、役夫10人が鉄穴に入って採掘していたところ、落盤事故のため生き埋めになってしまった。ところが、妻子の観音信仰と自己の法華経書写の発願により奇蹟的に救出されたという。また、嘉祥3年(850)英多郡川会郷英多河で白亀の祥瑞が出現したこと、貞観元年(859)英多郡が清和天皇の大嘗祭の主基に卜定されたこと、さらに貞観2年(860)それまで英多郡にあった皇太后宮職の水田9町が勝田郡に変更されたこと、などは英多郡と王権との密接な関係を物語っている。上の史料はすべて奈良時代以降のものであるが、鉄などを媒介とする英多郡地域と大和王権との政治的結合は白鳳時代以前に溯るとみてよいだろう。

7世紀後半、英多郡に郡制が施行されると、このような大和王権との特別な関係が考慮され、勝田郡や苦田郡のように再編成されることなく、古墳時代以来の歴史的世界がそのまま郡に編成される。英多郡の白鳳寺院は、律令制地方官僚に転化した首長たちが中央政府の援助のもとに造営したものと推測される。

<博物館入館案内>

- 開館時間 午前9:00～午後5:00
 - 休館日 毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日 その他
 - 入館料 小・中学生 100円(80円)
高校・大学生 150円(120円)
一般 200円(160円)
- ※()は30人以上の団体

犬 博物館だより No.8

発行年月日 平成4年9月30日
編集・発行 津山郷土博物館
〒708 岡山県津山市山下92
TEL(0868)22-4567
印刷 (有)行廣印刷

犬は、旧津山藩の槍印で剣犬といい、現在津山市の市章である。